

秋 田 県 特 別 栽 培 農 産 物 認 証 基 準

平成12年10月17日施行
 平成15年12月 1日改正
 平成17年 4月 1日改正
 平成17年11月 7日改正
 平成18年11月17日改正
 平成19年 4月 1日改正
 平成24年12月 3日改正
 平成25年11月12日改正
 平成28年10月25日改正

第1 秋田県特別栽培農産物認証要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項に規定する農産物は、別表1のとおりとする。

第2 定 義

秋田県特別栽培農産物認証要綱、秋田県特別栽培農産物認証要領、秋田県特別栽培農産物認証表示規程及びこの認証基準で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

用 語	定 義
生 産 過 程 等	前作の収穫後から当該農産物の作付までの期間のほ場管理及び当該農産物の生産過程（当該農産物の生産者による収穫物の調製を含む。以下同じ。）をいう。
栽 培 期 間 中	特別栽培農産物の生産過程等の期間をいう。
節 減 割 合	1. 農薬については、現に使用した節減対象農薬の使用回数が慣行レベルに対してどの程度低減されているかの割合をいう。 2. 肥料については、現に使用した化学肥料の窒素成分量が慣行レベルに対してどの程度低減されているかの割合をいう。
化 学 合 成	化学的手段（生活現象に関連して起こる発酵、熟成等の化学変化を含まない。）によって化合物及び元素を、構造の新たな物質に変化させることをいう。
農 薬	農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項に規定する農薬をいう。なお、同条第2項に規定する天敵及び第2条第1項に規定する特定農薬を含まない。
化学合成農薬	農薬のうち有効成分が化学合成されたものをいう。
節減対象農薬	化学合成農薬のうち、農林物資の規格化等に関する法律施行令第10条第1号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壤改良資材（平成12年7月14日農林水産省告示1005号）の一に掲げる農薬を除くものをいう。なお、化学合成農薬不使用の種子・苗等の入手が困難な場合は、入手以前に使用された化学合成農薬は除く。ただし、種子繁殖の品種は種子、栄養繁殖の品種は入手可能な最も若齢のものを基準とし、それ以降に使用されたものは含む。
慣 行 レ ベ ル	1. 農薬については、県内の同作期において当該農産物について慣行的に行われている生産過程等における節減対象農薬の使用回数（土壤消毒剤、除草剤等の使用回数を含む。）をいう。 2. 肥料については、県内の同作期において当該農産物について慣行的に使用されている生産過程等における化学肥料の窒素成分量をいう。
肥 料	肥料取締法（昭和25年法律第127号）第2条第1項に規定する肥料をいう。
化 学 肥 料	肥料のうち化学合成されたものをいう。
土 壤 改 良 資 材	地力増進法第11条第1項の土壤改良資材をいう。
化 学 合 成 土 壤 改 良 資 材	土壤改良資材のうち化学合成されたものをいう。
栽 培 責 任 者	ほ場における栽培管理を行う者又はその指導を行う者をいう。
確 認 責 任 者	栽培の管理方法を調査し、管理等に係る記録内容を確認する者であって、栽培責任者による管理等について必要に応じ指導を行うものをいう。
精 米 責 任 者	原料である玄米を精米等する者をいう。

精米確認者	精米の実績等を調査し、その実績等に係る記録内容を確認する者であって、精米責任者による精米等について必要に応じ指導を行うものをいう。
認証区分	上記、農薬（節減対象農薬）及び化学肥料の使用量に応じて6つの認証区分を設ける。 認証区分①：農薬不使用・化学肥料不使用 認証区分②：農薬不使用・化学肥料5割以上減 認証区分③：節減対象農薬不使用・化学肥料不使用 認証区分④：節減対象農薬不使用・化学肥料5割以上減 認証区分⑤：節減対象農薬5割以上減・化学肥料不使用 認証区分⑥：節減対象農薬5割以上減・化学肥料5割以上減

(注1) 別表2に掲げる農薬は節減対象農薬には該当しない。

(注2) 別表3の「使用量から除外される肥料及び土壌改良資材」は、上の表の化学肥料及び化学合成土壌改良資材の使用量には含めないものとする。

第3 生産の基準

1 ほ場

(1) 特別栽培農産物の生産ほ場は、周辺から農薬又は化学肥料が飛来しないような措置がとられていること。

ア 畦畔、農道、水路等により一定の間隔を設けていること。

イ 緩衝用農産物の栽培及び防風林、防風ネット等を設けていること。

(2) 用水は、農薬、化学肥料及び工場排水等が混入しない措置がとられていること。

(3) 航空防除実施地域である場合には、防除対象外地域に指定されており、かつ、緩衝地帯が設けられていること。

2 種苗

組換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと。

3 土壌管理

(1) 有機物や化学合成されたもの以外の土壌改良資材等の施用により、土づくりに努めていること。

(2) 明きょや暗きょ等による排水対策に努めていること。

4 病虫害及び雑草防除

(1) 節減対象農薬を使用する場合は、より毒性の低い農薬の使用に努めるとともに、県が定める「秋田県農作物病虫害・雑草防除基準」に掲載されている農産物については、これを遵守すること。

(2) 輪作やマルチなどの耕種的防除、物理的防除、生物的防除等により病虫害や雑草を制御することに努めていること。

5 他の農産物との混合防止

輸送、選別、調製、洗浄、包装等の作業において、特別栽培農産物以外の農産物と混合しないような措置がとられていること。

6 特別栽培農産物における節減対象農薬及び化学肥料の使用基準

(1) 節減対象農薬の使用回数は、生産過程等において使用した延べ有効成分回数とし、作目ごとに別表1の特別栽培農産物欄で示す回数以下とする。

(2) 化学肥料の使用量は、生産過程等において使用した全窒素分量とし、作目ごとに別表1の特別栽培農産物欄で示す量以下とする。

7 精米施設の基準

- (1) 玄米等の品質が保持できるものであること。
- (2) その他適切な作業条件及び環境が維持されていること。

8 管理体制

- (1) 栽培又は精米の管理のために、責任者を配置していること。
- (2) 生産計画の策定及び実施、栽培又は精米記録等が作成されていること。

(別表1)

対象農産物並びに農薬及び化学肥料の使用基準

・認証区分①(農薬不使用・化学肥料不使用)、③(節減対象農薬不使用・化学肥料不使用)への取り組みは次のリストにない「農産物」も認証できる。

農産物名	作型	節減対象農薬		化学肥料		
		【節減対象農薬の延べ有効成分回数】 (単位:回)		【化学肥料(窒素成分)の施用量】 単位:kg/10a)		
		県慣行レベル	特別栽培農産物	県慣行レベル	特別栽培農産物	
米		20	10以下	8.0	4.0以下	
大豆		8	4	2.0	1.0	
野菜	アスパラガス	露地	18	9	40.0	20.0
		ハウス促成	14	7	27.0	13.5
	うど		8	4	20.0	10.0
	キャベツ		14	7	27.0	13.5
	こまつな		4	2	10.0	5.0
	しゅんぎく		5	2	14.0	7.0
	食用菊		17	8	25.0	12.5
	チンゲンサイ		6	3	16.0	8.0
	なばな類		4	2	18.0	9.0
	にら		6	3	24.0	12.0
	ねぎ		23	11	27.0	13.5
	はくさい		15	7	23.0	11.5
	パセリ		8	4	27.0	13.5
	ブロッコリー		8	4	28.0	14.0
	ほうれんそう		6	3	10.0	5.0
	みょうが		6	3	10.0	5.0
	モロヘイヤ		4	2	30.0	15.0
	レタス		8	4	20.0	10.0
	せり		2	1	12.0	6.0
	オクラ		11	5	28.0	14.0
	かぼちゃ		12	6	17.0	8.5
	きゅうり	露地	30	15	40.0	20.0
		ハウス促成	16	8	32.0	16.0
		ハウス抑制	21	10	20.0	10.0
	ししとう		10	5	29.0	14.5
	すいか		23	11	9.0	4.5
	トマト		25	12	32.0	16.0
	ミニトマト		20	10	32.0	16.0
	なす		16	8	30.0	15.0
	ピーマン		15	7	33.0	16.5
	メロン		16	8	14.0	7.0
	ごぼう		8	4	21.0	10.5
	だいこん		10	5	13.0	6.5
	にんじん		7	3	18.0	9.0
	ニンニク		17	8	31.0	15.5
	さといも		6	3	20.0	10.0
	ばれいしょ		10	5	14.0	7.0
	やまのいも(ながいも含む)		14	7	27.0	13.5
	えだまめ	早生	8	4	7.0	3.5
		中生	8	4	4.0	2.0
晩生		8	4	2.0	1.0	
さやいんげん		10	5	19.0	9.5	
そらまめ		6	3	20.0	10.0	
スイートコーン		8	4	29.0	14.5	
ズッキーニ		9	4	21.0	10.5	
果樹	りんご		39	19	10.0	5.0
	ぶどう		29	14	14.0	7.0
	もも		32	16	14.5	7.0
	日本なし		38	19	20.0	10.0
	おうとう		27	13	15.0	7.5

(別表2)

節減対象農薬に該当しない農薬(使用回数から除外されるもの)

農薬	基準
天敵等生物農薬	
天敵等生物農薬・銅水和剤	
性フェロモン剤	農産物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。
除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤	防虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
なたね油乳剤	
マシン油エアゾル	
マシン油乳剤	
デンブン水和剤	
脂肪酸グリセリド乳剤	
メタルデヒド粒剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
硫黄くん煙剤	
硫黄粉剤	
硫黄・銅水和剤	
水和硫黄剤	
石灰硫黄合剤	
シイタケ菌糸体抽出物液剤	
炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹	
炭酸水素ナトリウム・銅水和剤	
銅水和剤	
銅粉剤	
硫酸銅	ボルドー剤調製用に使用する場合に限ること。
生石灰	ボルドー剤調製用に使用する場合に限ること。
クロレラ抽出物液剤	
混合生薬抽出物液剤	
ワックス水和剤	
展着剤	カゼイン又パラフィンを有効成分とするものに限ること。
二酸化炭素くん蒸剤	保管施設で使用する場合に限ること。
ケイソウ土粉剤	保管施設で使用する場合に限ること。
食酢	
磷酸第二鉄粒剤	
炭酸水素カリウム水溶剤	
炭酸カルシウム水和剤	銅水和剤の薬害防止に使用する場合に限ること。
ミルベメクチン乳剤	
ミルベメクチン水和剤	
スピノサド水和剤	
スピノサド粒剤	
還元澱粉糖化物液剤	

(別表3)

使用量から除外される肥料及び土壌改良資材

・製造工程において化学的に合成された窒素が添加されている場合は使用量としてカウント対象となります。

肥料及び土壌改良資材基準	摘要
農産物及びその残さに由来する堆肥	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
家畜及び家禽排泄物に由来する堆肥	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
食品製造等に由来する堆肥	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
生ゴミに由来する堆肥	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
パーク堆肥	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
メタン発酵消化液(汚泥肥料を除く)	家畜ふん尿等の有機物を、嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるものであること。ただし、し尿を原料としたものにあつては、食用作物の可食部分に使用しないこと。
魚かす粉末	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
なたね油かす及びその粉末	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
米ぬか油かす及びその粉末	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
大豆油かす及びその粉末	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
蒸製骨粉	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
窒素質グアノ	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
乾燥藻及びその粉末	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
草木灰	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
炭酸カルシウム肥料	天然鉱石を粉砕したもの(苦土炭酸カルシウムを含む。)であること。
貝化石肥料	化学的に合成された苦土肥料を添加していないものであること。
塩化加里	天然鉱石を粉砕又は水洗精製したものと及び海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたものであること。
硫酸加里	天然鉱物を水洗精製したものであること。
硫酸加里苦土	天然鉱物を水洗精製したものであること。
硫酸苦土	
天然りん鉱石	カドミウムが五酸化リン(P_2O_5)に換算して1kg中90mg以下であるものであること。
水酸化苦土肥料	天然鉱石を粉砕したものであること。
軽焼マグネシア	
石こう(硫酸カルシウム)	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
硫黄	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
生石灰、消石灰	
微量元素	マンガン、ほう素等微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合で微量元素以外の化学的に合成された物質が添加されていないものであること。
岩石を粉砕したもの	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであつて、含有する有害重金属その他の有害物質により土壌等を汚染するものでないこと。
木炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
ベントナイト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
パーライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
ゼオライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
パーミキュライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
けいそう土焼成粒	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
塩基性スラグ	トーマス製鋼法により副生するものであること。
鉱さいけい酸質肥料	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
熔せりん肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
塩化ナトリウム	採掘された塩であること。
リン酸アルミニウムカルシウム	カドミウムが五酸化リン(P_2O_5)に換算して1kg中90mg以下であるものであること。
塩化カルシウム	
食酢	
乳酸	
石灰窒素	有機物の腐熟を促進する目的での使用に限ること。
さらし粉その他の肥料及び土壌改良資材	植物の栄養に供すること、又は植物の栽培に資するため土壌の性質に変化をもたらすことを目的として土地に施される物(生物を含む。)及び、植物の栄養に供することを目的として植物に施される物(生物を含む。)であつて、天然物質又は天然物質に由来するもの(天然物質を燃焼、溶融、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びに天然物質から化学的方法によらずに製造されたものに限る。)で、化学的に合成された物質を添加していないものであること。